

○小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付要綱

平成29年9月29日

規程第24号

改正 平成30年3月30日規程第15号

平成31年3月22日規程第12号

令和4年3月31日規程第18号

(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する者で、新幹線を利用して東京方面に通勤する者に対し、小山市新幹線通勤定期券購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、若者の人口流出を抑制するとともに、本市への移住及び定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 就職 常勤で雇用期間の定めのない職に就くことをいう。

(2) 定期券 次のいずれか一以上に該当する通勤定期乗車券をいう。

ア 東北新幹線を利用するもの

イ 東海道新幹線を利用するもの

(3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校（高等課程又は専門課程に限る。）又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく職業能力開発大学校その他これらに類する学校をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録され、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成29年4月以後に就職し、当該就職をした日（以下「就職日」という。）の属する年に学校等を卒業又は修了した者で、かつ、就職日から1年以内に定期券の利用を開始した者（以下「新規就職者」という。）

イ 就職している者のうち、市外に1年以上居住した後、平成29年4月以後に市内に転入し、当該転入をした日（以下「転入日」という。）から1年以内に定期券の利用を開始した者で、次のいずれかに該当する者（以下「転入者」という。）

（ア）第6条第1項に規定する補助金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）において、39歳以下である者

（イ）申請日において、39歳以下の配偶者が同一世帯に属する者

（ウ）申請日の属する年度の末日において、15歳以下の子が同一世帯に属する者

(2) 定期券を購入し、通勤している者（勤務先の所在地が東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県である者に限る。）

(3) 本市に3年以上定住することを誓約書（様式第2号）により市に誓約した者

(4) 市税の滞納がない者

（交付対象期間）

第4条 補助金の交付を受けることができる期間（以下「交付対象期間」という。）は、初回の申請に係る定期券の有効期間の開始の日（当該開始の日が、前条の要件を満たすこととなった日より早い場合は、同条の要件を満たすこととなった日とする。）の属する月から起算して36月を限度とする。ただし、定期券を利用しない期間が生じた場合は、通算して12月を超えない範囲で交付対象期間を延長することができる。

（補助金の額）

第5条 1の年度における補助金の額は、定期券の定期旅客運賃の額を当該定期券の有効期間の月数（以下「有効月数」という。）で除した1月当たりの額（その額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、勤務先から支給される通勤手当1月当たりの額（当該定期券に係るものに限る。その額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を差し引いた額（1万円を上限とする。）に当該年度に係る有効月数を乗じた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、

年度ごとに小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 学校等を卒業又は修了したことを証する書類（新規就職者の初回の申請に限る。）
- (2) 本市への転入から1年前の住所地が確認できる住民票の除票又は戸籍の附票（転入者の初回の申請に限る。）
- (3) 初回の申請に係る定期券の写し又は東日本旅客鉄道株式会社若しくは東海旅客鉄道株式会社が発行する領収書兼利用明細書の写し（初回の申請に限る。）
- (4) 誓約書（初回の申請に限る。）
- (5) 雇用状況及び通勤手当支給額証明書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、毎年度7月末日までに行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、初回の申請をしようとする者は、定期券の利用を開始する年度の末日までに申請しなければならない。ただし、同日までに、当該申請を行わない場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に申請しなければならない。

- (1) 新規就職者 就職日から1年以内
 - (2) 転入者 転入日から1年以内
- （決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付決定通知書（様式第4号）又は小山市新幹線通勤定期券購入補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、毎年度の末日までに小山市新幹線通勤定期券購入補助金実績報告書兼請求書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 申請年度に係る全ての定期券の写し又は東日本旅客鉄道株式会社若しくは東海旅客鉄道株式会社が発行する領収書兼利用明細書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告及び請求を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付対象期間中に市外に転出したとき。

(2) 交付対象期間中に定期券の払戻しを受けたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(4) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）より適用する。

(経過措置)

2 この要綱第6条第2項ただし書の規定にかかわらず、申請者は、適用日からこの要綱の施行の日の前日までに購入した定期券の費用について、公布の日から3月以内に第6条第1項に規定する小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

附 則（平成30年3月30日規程第15号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規程第12号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第2条第3号及び第3条第1号イの改正規定並びに様式第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付要綱第2条第2号及び第3条第2号の規定は、施行日以後に就職又は市内に転入した者について適用する。

附 則（令和4年3月31日規程第18号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1号アの規定は、施行日以後に就職した者について適用し、施行日前に就職した者については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第3条第1号イ（ア）及び（イ）の規定は、施行日以後に市内に転入した者について適用し、施行日前に市内に転入した者については、なお従前の例による。
- 4 新要綱第3条第3号、第6条第1項第3号及び第4号、同条第3項並びに様式第2号の規定は、施行日以後に新要綱第3条第1号アの規定による就職又は同号イの規定による市内に転入した者について適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

小山市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
メー ル

小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付申請書

小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるに当たり、小山市長が住民基本台帳及び市税の納付状況の調査を行うことに同意します。

新幹線利用区間	小山駅 ～ 駅		
年度 交付申請期間	年 月 ～ 年 月		
1月当たりの 定期券購入金額 (A)	定期券利用区間	駅 ～ 駅	
	円 (月額)		
1月当たりの 通勤手当支給額 (B)	円 (月額)		
年度 補助金交付申請額 (D)	(A) 円 - (B) 円 = (C) 円	※上限 10,000 円	
	(C) 円 ×	ヶ月 = (D) 円	

注意事項

- ・(A)欄及び(B)欄の額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

添付書類

- ・学校等を卒業又は修了したことを証する書類（新規就職者の初回の申請に限る。）
- ・本市への転入から1年前の住所地が確認できる住民票の除票又は戸籍の附票（転入者の初回の申請に限る。）
- ・初回の申請に係る定期券の写し又は東日本旅客鉄道株式会社若しくは東海旅客鉄道株式会社が発行する領収書兼利用明細書の写し（初回の申請に限る。）
- ・誓約書（様式第2号）（初回の申請に限る。）
- ・雇用状況及び通勤手当支給額証明書（様式第3号）

様式第2号（第3条、第6条、第10条関係）

誓約書

小山市新幹線通勤定期券購入補助金の交付を申請するに当たり、小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条及び第10条の規定に基づき、下記の事項について誓約いたします。

記

1. 私は、小山市に3年以上定住します。
2. 私は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、交付された補助金を返還します。
 - (1) 交付対象期間中に市外に転出したとき。
 - (2) 交付対象期間中に定期券の払戻しを受けたとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (4) 法令若しくは要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

年 月 日

小山市長 様

申請者 住 所
氏 名

様式第3号（第6条関係）

小山市長 様

雇用状況及び通勤手当支給額証明書

1 雇用状況について

被用者氏名		雇用年月日	年 月 日
雇用形態	常勤かつ期間の定め無し		
勤務先部署	所在地		
	部署名		
	電話		

2 通勤手当支給額について

通勤手当支給額	円	※左記支給額の支給月数 <input type="checkbox"/> 1月分 <input type="checkbox"/> 3月分 <input type="checkbox"/> 6月分 <input type="checkbox"/> その他()
※1月当たりの通勤手当支給額	円	※通勤手当支給額を支給月数で除して、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

◆上記の通勤手当支給額の詳細を記入してください。

定期券利用区間	駅 ～ 駅		
定期券の種類	<input type="checkbox"/> 1ヶ月定期券	<input type="checkbox"/> 3ヶ月定期券	<input type="checkbox"/> 6ヶ月定期券
新幹線特急料金	<input type="checkbox"/> 支給なし <input type="checkbox"/> 全額支給 <input type="checkbox"/> 一部支給	小山駅 ～ 駅	
備考	※支給額に鉄道定期券以外が含まれる場合などに詳細を記入するか又は算出根拠の分かる資料を添付してください。		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地
事業所名
代表者名
担当部署
担当者名
電話

※この証明書は、小山市新幹線通勤定期券購入補助金の交付に係る事務のために使用します。
なお、記載内容について、電話等により照会させていただく場合があります。

様式第4号（第7条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました小山市新幹線通勤定期券購入補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により通知します。

新幹線利用区間	小山駅 ～ 駅
年度 交付決定期間	年 月 ～ 年 月
年度 交付決定額	円
交付条件	1 年3月31日までに様式第6号により実績報告及び請求を行うこと。 2 次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、交付された補助金を返還すること。 (1) 交付対象期間中に市外に転出したとき。 (2) 交付対象期間中に定期券の払戻しを受けたとき。 (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。 (4) 法令若しくは要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

様式第 5 号（第 7 条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長



小山市新幹線通勤定期券購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました小山市新幹線通勤定期券購入補助金については、次の理由のとおり交付しないことを決定しましたので、小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

小山市長 様

住 所
氏 名
電 話
メー ル

小山市新幹線通勤定期券購入補助金実績報告書兼請求書

小山市新幹線通勤定期券購入補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告及び請求をします。

1. 実績報告書

実 績 報 告	<input type="checkbox"/>	申請内容と実績に相違はありません。
	<input type="checkbox"/>	申請内容と実績に以下のとおり相違があります。

※相違がある場合に記入

新幹線利用区間	小山駅 ~ 駅		
年度 交付申請期間	年 月	~	年 月
1月当たりの 定期券購入金額(A)	定期券利用区間	駅	~ 駅
	円(月額)		
1月当たりの 通勤手当支給額(B)	円(月額)		
年度 補助金交付申請額 (D)	(A)	円 - (B)	円 = (C) 円
	(C)	円 ×	ヶ月 = (D) 円

注意事項：(A)欄及び(B)欄の額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2. 請求書

補助金交付請求額		円		
振 込 先	金融機関名		支店名等	
	種目	普通・当座	口座番号	
	フリガナ	-----		
	口座名義人			

添付書類：申請年度に係る全ての定期券の写し又は東日本旅客鉄道株式会社若しくは東海旅客鉄道株式会社が発行する領収書兼利用明細書の写し

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第3条、第6条、第10条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)